

横断的措置事項

1 IT関係

(1) IT分野の基本方針

インターネットの普及や移動通信の高度化を中心とするIT化の進展により、距離・時間を超越した情報の流通や資本の移動が可能となり、社会・経済の在り方や仕組みが大きく異なる「高度情報通信ネットワーク社会」が生まれる。

このようなIT化の進展を促進するため、民間は競争を通じて様々な創意工夫を行い、政府は公正な競争条件が担保されるような環境整備に努めるという役割分担を明確化した上で、情報通信ネットワークインフラの整備とともに、コンテンツの拡大やIT化を支える主体の育成など情報通信ネットワークインフラの利用の活発化のための規制改革を一体的に進める。その際、単に現在ある手段を電子的手段に置き換えることだけではなく、IT化や社会経済情勢の変化に対応し得るように現在のシステムそのものを変えていくように規制改革を進める。なお、すべての国民が高度情報通信ネットワークを安心して容易かつ主体的に利用できるよう、ネットワークの安全性・信頼性の確保やいわゆるデジタルディバイドの是正に配慮する。

また、5年以内に世界最先端のIT国家となるためには、この間に緊急かつ集中的に施策を実行することにより高度情報通信ネットワーク社会の形成を積極的に促進する必要があり、そうした観点から、規制改革の加速化を図る。

(2) IT分野の重点事項

情報通信ネットワークインフラの整備推進

高度情報通信ネットワークインフラの整備を推進するため、電気通信事業者及びケーブルテレビ事業者等による円滑な線路敷設や既存のインフラ（光ファイバー等）の利用を進める。

電気通信分野における新たな競争政策の樹立

市場シェアの高さ等に着目した非対称規制の拡充、地域通信網の開放の徹底等により、電気通信事業者間において公正かつ有効な競争を実現するための環境整備を推進する。

電子商取引ルールと新たな環境整備

電子商取引などのネットワーク利用を活発化するために、いわゆる事後チェック型ルールへの転換、個人情報保護を始めとする電子商取引への参加や電子媒体の活用に係る障壁の除去、通信と放送の融合に対応した制度の検討等の環境整備を推進するとともに、その利用の担い手となる主体の育成を図るため、IT化の進展に

対応した会社法制の抜本的見直し等の措置を講ずる。

行政の情報化の推進

申請・届出等手続の電子化・ペーパーレス化を始めとした情報通信技術の活用とともに、既存の制度・慣行を見直すことにより、行政サービスの向上、行政運営の簡素・効率化、国民・事業者の負担の軽減を図る。

人材育成の強化

IT教育体制の充実強化、国際的なIT人材市場の流動化などIT技術者・研究者の育成・確保等、IT化の進展を支える基盤としての人材育成の強化を図るための措置を講ずる。